

# 木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書 (参考資料)

## 不法係留船舶、不法工作物(棧橋等)の問題点

### 資1

#### 治水上の支障

- 洪水の流下阻害(沈船等)
- 船舶流出による橋梁等(許可工作物)の損傷
- 係留環の打ち込み等による護岸等(河川管理施設)の損傷
- 河川工事施工の支障
- 津波、高潮被害の拡大



#### 河川管理上の支障

- 沈、転覆による油漏れ事故等の発生
- 他の河川利用者の自由使用の妨げ
- 景観、自然環境の阻害
- 日常管理ができていない船舶の場合、洪水時等の迅速な対応が困難



## 平成21年度 強制的撤去措置

### 資2

#### ブースター船



長良川左岸12km付近に係留

【経緯】  
長良川河口堰運用開始後の浚渫工事に従事した作業台船。

全長47m、幅約15mで32klのA重油を積載。

老朽化が進み、沈没や燃料油流出のおそれがあった。



- 21.3月 監督処分 (河川法第75条第1項)
- 21.4月 戒告書交付 (行政代執行法第3条第1項)
- 21.5月 自主撤去開始
- 21.8.10 撤去作業終了



#### 下坂手変形護岸



長良川左岸9.4km付近下坂手変形護岸

【経緯】  
本来の利用者がなくなったことからH19年度末に占用廃止

撤去指導を継続して実施するが是正されず

H21年には台風18号により船が転覆・沈没



#### 松之木変形護岸(一部)



長良川左岸11.6k附近

【経緯】  
21.10月の台風18号で船が沈没、所有者は是正指示に従わず放置

22.3月に水質事故発生(沈没船から油流出)し、緊急的に河川管理者が引き上げ

22.4月一部占用廃止  
22.9月監督処分・簡易代執行公告  
22.11月戒告書交付  
22.12月代執行令書



#### 西川地区(ワト)



木曾川右岸10.6k附近

【経緯】  
当該場所は所有者不明の不法係留船が、長年に亘り多数放置(21.4月時点で40隻)

日常管理ができていない船がほとんどであり、油流出による水質事故や洪水時に流出するおそれがあった

22.11月 簡易代執行公告



管内における係留船舶等の現状

資4

係留船舶数 1,478隻

H18年  
調査

うち、無許可船舶

704隻

許可船舶 (変形護岸や防災棧橋に係留を認めたもの)

774隻

1,478隻のうち、  
漁船等生業船964 生業船以外514

漁船等  
生業船  
422隻  
生業船  
以外  
282隻

漁船等  
生業船  
542隻  
生業船以外  
232隻

棧橋

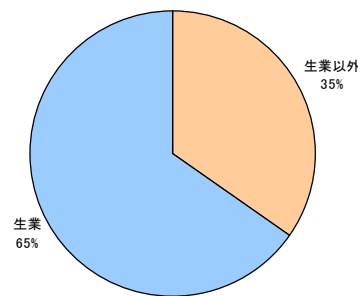
国の設置した棧橋(防災棧橋) 6カ所  
不法棧橋 124カ所

H18年  
調査

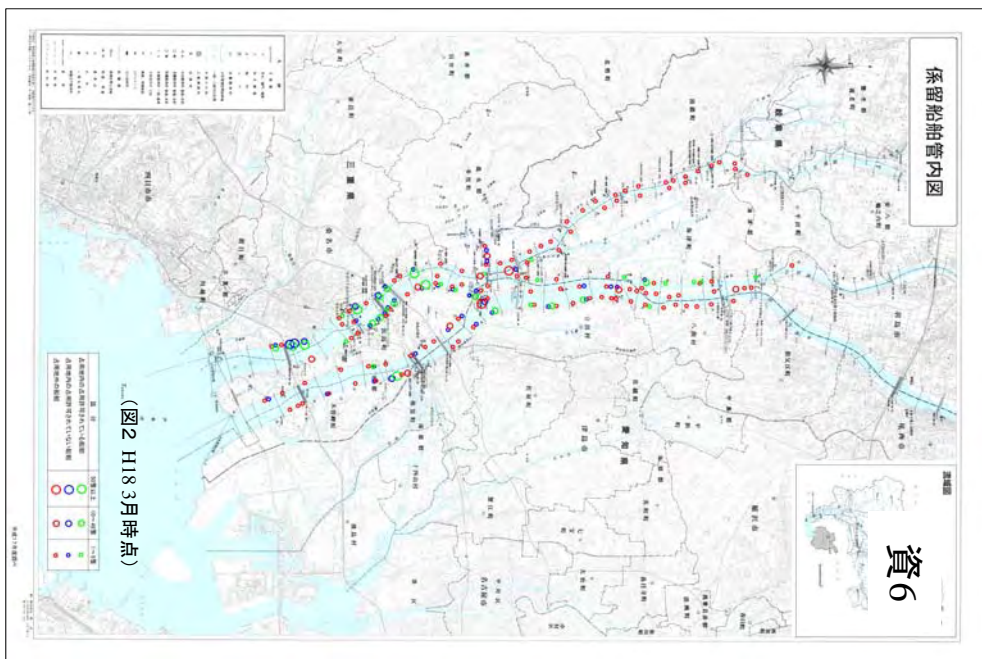
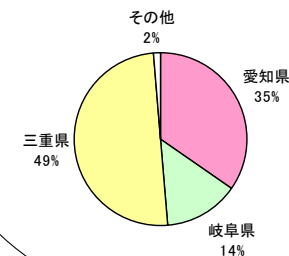
1,478隻における  
漁船等生業船964 生業船以外514

資5

H18調査 係留船舶総数1,478隻における  
「生業」と「生業以外」の割合



H18調査 係留船舶総数1,478隻における「生業以外」のうち  
所有者が判明している198隻の所有者住所(県別)



不法係留船舶対策に係る計画策定の目的

資7

木曾三川下流部における自然環境等と調和のとれた  
安全で快適な河川利用を推進するために策定

治水、環境、河川利用

河川整備方針

河川整備計画

河川環境管理  
基本計画

河川空間管理  
計画

水面利用ルール(水面利用協議会)

計画的な不法係留船舶対策の  
促進について

(H10. 2. 12河川局長通達)

不法係留船舶の数が多く等の理由により計画的な  
不法係留船舶対策を講じる必要がある河川については、  
計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川毎等に策定し、  
計画的な撤去を行うこととする。



対策計画策定



不法係留船舶対策に係る計画策定の方法

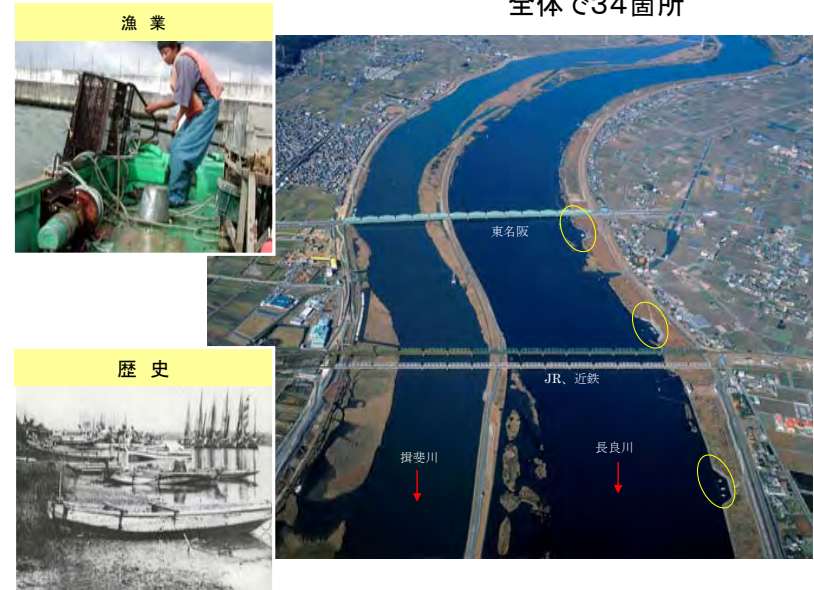
木曾三川下流部船舶対策協議会での協議を通じて河川管理者が策定

河川管理者と沿川自治体等が一体となって共通の目標を設定することが必要

- 基本的考え方(計画策定の目的、策定方法、係留船及び係留施設の取扱、計画の対象区域)
- 年次計画(重点的撤去区域の設定及び強制的な撤去措置)
- 年次計画(係留・保管施設等)

協議会構成: 学識者、愛知県、岐阜県、三重県、沿川自治体、警察、海上保安庁、国土交通省  
平成20年2月に第1回協議会を開催して以降、計画的な不法係留船舶対策の協議を重ねている。

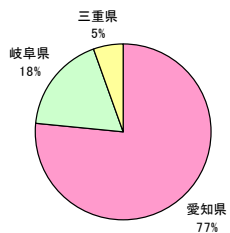
全体で34箇所



船頭平暫定係留施設(防災棧橋)

棧橋数101 利用者86(漁船等の生業船11 生業以外73 国2) 空き15

H22.7月時点 暫定係留(船頭平防災棧橋)における生業以外の船舶73隻の所有者住所(県別)



係留施設及び係留船舶の取扱い

河川法

不法係留船舶等とは

- 係留杭等の施設設置には法第24条、第26条の許可が必要
- 係留施設を設置することなく係留する場合は一時係留でなければ、法第24条の許可が必要。

計画的な不法係留船舶対策の促進について (H10.2.12河川局長通達)

河川管理者の許可に基づかず係留している船舶及び係留施設

(プレジャーボート等のレジャーの用に供するものであるか、漁船等の事業に供するものであるかを問わない)

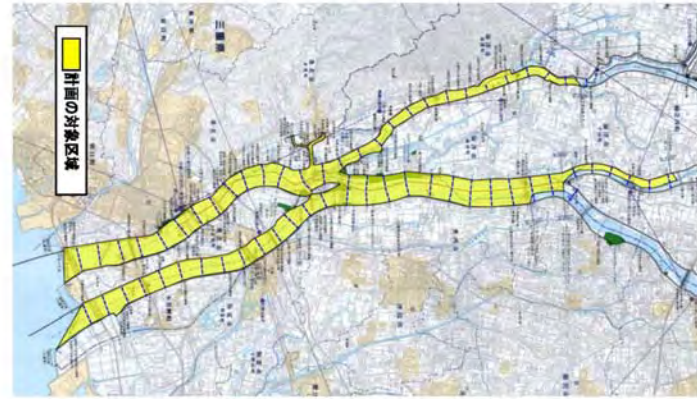
法に基づく強制的な撤去措置の対象



但し、不法係留船舶対策の実施にあたり、地域の慣行を踏まえ、生業を行うために必要な船舶とレジャーの用に供する船舶とで扱いを異にすることは、不合理ではない。したがって漁船等の事業の用に供する船舶については、例えば暫定係留施設への係留を優先的に認めること、港湾区域または漁船区域との重複区域において各管理者は、船舶係留施設の占用を認めること等の柔軟な対応を行うこととされたい。

H10.6.19 河川局長政課長、河川環境課長、治水課長発「計画的な不法係留船舶対策の促進について」

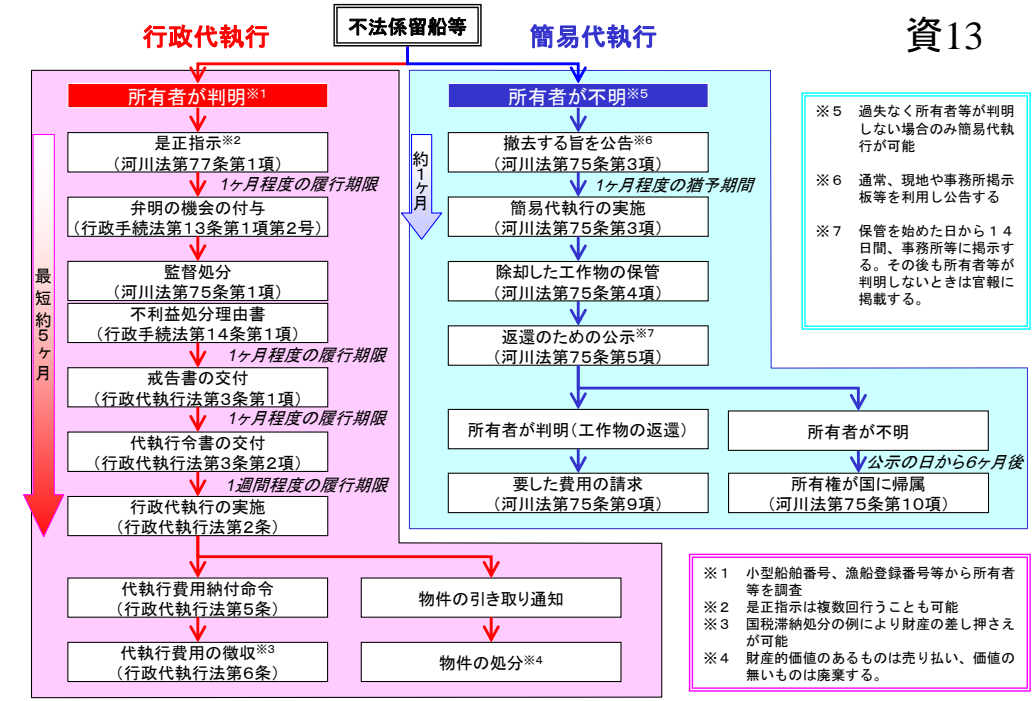




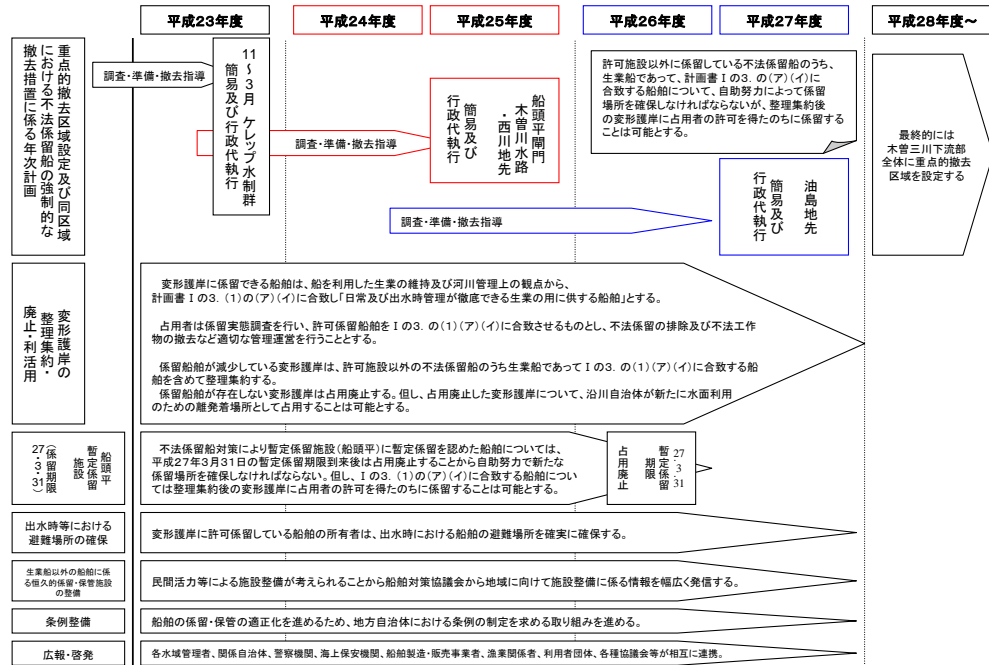
河川名	区域	河川名	区域	河川名	区域
木曾川	左岸 22.8kmから1.8kmまで	揖斐川	左岸 26.8kmから1.0kmまで	飯江川	左岸 2.0kmから5.0kmまで
長良川	右岸 24.4kmから4.0kmまで	多度川	左岸 2.4kmから0.8kmまで		
	右岸 30.2kmから4.0kmまで		右岸 2.0kmから5.0kmまで		

木曾三川下流部不法係留船舶対策  
対象区域 資12

行政代執行・簡易代執行



不法係留船対策に係る計画書 フロー



資14

年次計画(重点的撤去区域及び強制的な撤去措置)

H23年度 ケレップ水制群(木曾川右岸14.0~24.4km附近)



資15



ケレップ水制群

資16

H23.2.2~3現地調査結果 係留隻数 57



資17



年次計画(重点的撤去区域及び強制的な撤去措置)

資18

H24~25年度 船頭平木曾川水路及び西川地先  
(木曾川右岸10.4~12.6km附近)



H18年調査 木曾川水路  
係留船総数66 (所有者判明24 所有者不明42)

資19



年次計画(重点的撤去区域及び強制的な撤去措置)

H24~25年度 船頭平木曾川水路及び西川地先  
(木曾川右岸10.4~12.6km附近)



資20

資21

H18年調査 西川地先  
係留船総数7 (所有者判明3 所有者不明4)



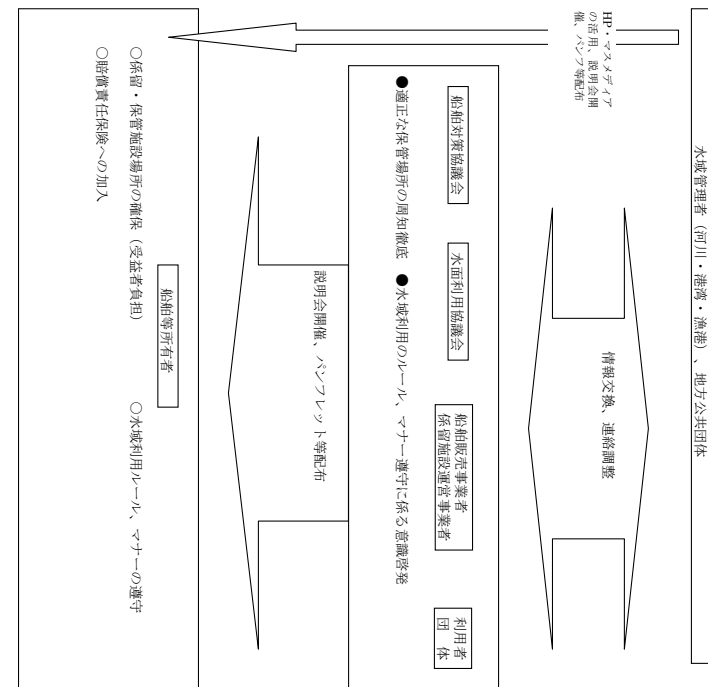
年次計画(重点的撤去区域及び強制的な撤去措置)

H26~27年度 油島地先(揖斐川左岸14.0km附近)

H18年調査  
係留船総数76 (所有者判明36 所有者不明40)



資22



資23

# 資24

